

② 事業内容

事業名	社会资本整備総合交付金事業 一般国道 126 号 八木拡幅 第 1 工区
事業区分	道路事業
事業主体	千葉県
起終点	自：千葉県銚子市親田町 至：千葉県旭市八木
延長	3.0km
事業化時期	H18(実績)
用地着手	H21(実績)
工事着手	H24(実績)
用地収用完了時期	未定 (R5 年 3 月末時点で 98% の進捗率)
用地取得方法	任意取得：全体の 100% 収用：全体の 0% 先行取得：全体の 0%
上記の用地取得方法とした理由	県と地権者双方の合意による任意取得が望ましいため
用地幅杭打設完了から 3 年経過日付*	未了
用地取得率 80 % を達成日付	平成 30 年 1 月
用地取得の当初予算	・用地費 560,000 千円 ・補償費 20,000 千円
用地取得の実績額	・用地費 513,942 千円 ・補償費 151,874 千円
用地取得の予算と実績の差異が大きい場合の理由	第 1 工区の補償費について、精査の結果、計画時より補償すべき対象物件等が増えたため。
事業の効果等	・交通の転換による現道部の交通円滑化 ・交通渋滞緩和による事故の減少 ・線型不良箇所の回避ルートの確保による緊急輸送道路ネットワークの強化 ・救急医療機関への移動時間短縮 ・走行性向上による地域医療サービスの向上

出典：千葉県 県土整備公共事業評価審議会令和 3 年度第 3 回「事業再評価」及び銚子土木事務所からのヒアリング結果に基づき監査人作成

ウ 公共街路事業・社会資本整備総合交付金事業（街路整備）野田都市計画道路
3・4・20号今上木野崎線外2線_用地取得事務

① 用地取得の必要性

野田都市計画道路3・4・20号今上木野崎線外2線^{※1}は、江戸川に架かる玉葉橋と連絡する県道松戸野田線から、国道16号と交差し、県道我孫子関宿線に至る、東葛飾北部地域の新たな東西軸となる広域幹線道路である。野田市山崎交差点から国道16号に至るまでの市道1260号線では、慢性的に渋滞が発生しており、踏切部はボトルネック踏切となっている。本事業は、東武野田線との立体交差（アンダーパス）を含む約1.0kmを整備することにより、東西方向の道路ネットワークを強化し、梅郷駅周辺市街地に集中する交通渋滞の緩和やボトルネック踏切からの交通を転換し、市街地交通の円滑化を図るものである。この工事のための用地取得が必要となる。

② 事業内容

事業名	公共街路事業・社会資本整備総合交付金事業（街路整備） 野田都市計画道路3・4・20号今上木野崎線外2線 ^{※1}
事業区分	都市計画事業
事業主体	千葉県
起終点	自：千葉県野田市山崎字宿 至：千葉県野田市山崎字中地
延長	1.002km
事業化時期	H23年度
用地着手	H25年度
都市計画決定時期	S60年度
工事着手	R3年度
用地収用完了時期	R6年度（直近の見込）
用地取得方法	任意取得：全体の78.45% 収用：全体の0% 先行取得：全体の0%
上記の用地取得方法とした理由	県と地権者双方の合意による任意取得が望ましいため
用地幅杭打設完了から3年経過日付 ^{※2}	H29年5月
用地取得率80%を達成日付	未達成
用地取得の当初予算	・用地費 1,337,700千円

	・補償費 2,010,000 千円
用地取得の実績額	・用地費 998,923 千円 ・補償費 1,548,196 千円
用地取得の予算と実績の差異が大きい場合の理由	未買収地があるため
事業の効果等	整備効果として、野田市山崎交差点から国道 16 号南部工業団地入口交差点までの交通渋滞緩和や市道 1260 号線の交通が事業区間に転換し、交通の分散により安全性が向上する。また、踏切に起因する渋滞の緩和や搬送時間短縮による救命率の向上が図られる。

出典：「東葛飾土木事務所からのヒアリング結果」に基づき監査人作成

※1 外 2 線は、「野田都市計画道路 3・5・21 号亀山宿里線」と「野田都市計画道路 3・4・12 号宮崎山崎線」を指している。

工 社会資本整備総合交付金事業（交付金街路）工事 野田都市計画道路 3・4・10 号清水上花輪線_用地取得事務

① 用地取得の必要性^{※1}

社会資本整備総合交付金事業（交付金街路）工事 野田都市計画道路 3・4・10 号清水上花輪線は、主要地方道結城野田線の一部で国道 16 号と並行して野田市を南北に縦断し、茨城、埼玉方面から市の中心部を通過して千葉県松戸方面、東京を結ぶ、東葛飾地域の重要な道路に位置付けられている。

本路線は、東武野田線高架橋の下を通る延長 463m の街路が平成 21 年度に完成することを受け、野田市都市計画道路 3・4・5 号清水公園駅前線まで延伸させ、この道路との交差部を整備するとともに歩道設置等により交通の安全と円滑化を図るものである。当該事業を進めるために用地取得が必要となる。

② 事業内容

事業名	社会資本整備総合交付金事業（交付金街路）工事 野田都市計画道路 3・4・10 号清水上花輪線
事業区分	街路事業
事業主体	千葉県
起終点	自：千葉県野田市清水字中原付 至：千葉県野田市清水字中原付
延長	0.256km

事業化時期	平成 21 年度(実績)
都市計画決定時期	平成 21 年度(実績)
用地着手	平成 21 年度(実績)
工事着手	令和 2 年度(実績)
用地収用完了時期	令和 8 年度(計画)
用地取得方法	任意取得：全体の 60% 収用：全体の 0% 先行取得：全体の 32%
上記の用地取得方法とした理由	県と地権者双方の合意による任意取得及び先行取得することが望ましいため。
用地幅杭打設完了から 3 年経過日付*	平成 22 年 3 月
用地取得率 80% を達成日付	令和 4 年 6 月
用地取得の当初予算	・用地費 316,800 千円 ・補償費 928,200 千円
用地取得の実績額	・用地費 170,022 千円 ・補償費 1,125,405 千円
用地取得の予算と実績の差異が大きい場合の理由	・事業が長期にわたっているため、経済変動による用地単価の増減による事業費の増減。 ・事業が長期にわたっているため、経済変動による用地補償単価の増減による事業費の増減。
事業の効果等	道路拡幅による歩道の設置及び右折レーンの設置により交通の安全と円滑化が期待できる。

出典：東葛飾土木事務所からのヒアリング結果に基づき監査人作成

才　社会資本整備総合交付金事業　主要地方道成田小見川鹿島港線_用地取得事務

① 用地取得の必要性

主要地方道成田小見川鹿島港線は、国道 51 号に並行し、成田市寺台地先を起点に成田空港や成田市街地と県北東部及び茨城県の重要港湾鹿島港を結ぶ主要な幹線道路である。本路線沿線には、空港貨物等を取り扱う物流企業が進出しており、空港周辺の工業団地とのアクセス道路として機能している。また、現在整備が進められている圏央道（大栄-横芝間、令和 6 年度開通予定）の IC も計画されており、将来の交通需要に対応していくために成田市取香地先から多良貝地先までの延長 4.26 km の 4 車線化整備を進めているものである。

成田空港では更なる機能強化に向けた計画が進められており、本路線の交通の円滑化に対する要請は今後より一層高まっていくものと考えられる。この工事を進めていくために、用地取得が必要となっている。

② 事業内容

事業名	社会资本整備総合交付金事業 主要地方道成田小見川鹿島港線
事業区分	道路事業
事業主体	千葉県
起終点	自：千葉県成田市取香地先 至：千葉県成田市多良貝地先
延長	4.26km
事業化時期	H7(実績)
用地着手	H8(実績)
工事着手	H10(実績)
用地収用完了時期	未定
用地取得方法	任意取得：全体の 100% 収用：全体の 0% 先行取得：全体の 0%
上記の用地取得方法とした理由	県と地権者双方の合意による任意取得が望ましいため 交渉を継続する必要があるため
用地幅杭打設完了から 3 年経過日付*	未了
用地取得率 80% を達成日付	平成 28 年 3 月
用地取得の当初予算	・用地費 1,580,000 千円 ・補償費 1,400,000 千円
用地取得の実績額	・用地費 1,607,669 千円 ・補償費 1,311,205 千円
用地取得の予算と実績の差異が大きい場合の理由	特に重要な差異はないため省略する。
事業の効果等	整備効果として、4 車線化による走行時間短縮、交通事故の減少、緊急輸送道路の強化及び救急搬送時間の短縮による救命率の向上に資することが期待される。

出典：「再評価実施事業調書 主要地方道成田小見川鹿島港線 基準年令和2年度」及び「成田土木事務所からのヒアリング結果」に基づき監査人作成

(2) 手続

包括外部監査を効果的、効率的に実施するために次の監査手続を実施した。

- ①用地取得の手続が、「用地事務取扱規程」、「推進要綱」等に従い、意思決定、手続の実施及び公表が行われているかについて検証した。
- ②令和3年度に土地の取得が完了した千葉県と特定の地権者の手続きの一連の資料を確認し、用地取得の事務が適切に行われていることを検証した。

(3) 結果

(ア) 用地取得の手続における意思決定、手続の実施及び公表について

上記の監査手続①を実施した結果、次のとおり指摘事項及び意見を述べることとする。

【現状】

千葉県では、「推進要綱」第2条～第5条で、「県土整備部所管の公共事業で、重点的に進めることが必要と認められる事業」(活用案件)及び「活用案件のうち事業の完成目標時期等を考慮し、事業認定申請・裁決申請等の準備に着手することが適当な事業」(適用案件)に対しては、土地収用制度活用推進会議検討会(以下「検討会」という。)及び年2回(7月と1月)の土地収用制度活用推進会議(以下「推進会議」という。)で、以下の事項について審議されることと規定されている。

- i 用地取得難航案件に係る土地収用制度活用の適否に関すること。
- ii 用地取得進捗状況等の公表に関すること。

出典：平成18年10月27日施行の「土地収用制度活用推進会議設置要綱」第2条

また、千葉県の収用の検討が求められる上記iの活用案件は、原則として以下のような要件並およびivに合致した用地取得であると規定されている。

県土整備部所管の公共事業に係る土地収用制度活用推進要綱第2条に定める「県土整備部所管の公共事業で、重点的に進めることが必要と認められる事業」(活用案件)とは、県土整備部所管の公共事業で、

- iii 重点施策として、予算等を優先的に措置して進めが必要と認められる

事業

(以下、「重点施策」^{※1}という。)

- iv 用地取得率が80%以上となるなど用地取得が進捗しており、早期に事業効果が発現できると認められる事業

出典：平成20年9月11日、平成26年3月20日改正の「土地収用制度の活用対象事業等の取扱い」(1)

しかし、平成30年7月実施の平成30年度第1回を最後に、適切な手続を経ることなく「推進要綱」で定められた「検討会」及び年2回（7月と1月）の「推進会議」が実施されておらず、検討すべき用地取得難航案件に係る土地収用制度活用の適否に関して審議がなされていない。用地課からは、「推進会議」のあり方や用地取得の進捗状況等の公表手続きについて見直すため、「推進要綱」等の改正作業中であるとの説明を受けている。一方で、千葉県の収用手続については、「検討会」や「推進会議」を開催することなく、内部的な決定で進められていることが確認されている。

また、事業の進行管理に関する説明責任の観点から、上記の活用案件にかかわらず、「国土整備部所管の公共事業で、重点的に進めることが必要（以下、「重点施策」^{※1}という。）と認められる用地取得率が80%以上となる用地取得の事業から事業課が選択した案件（公表対象事業）を対象に、「推進会議」で諮ったうえで、以下のi～viiの事項について千葉県HPで原則として年2回（8月、2月）公表すると定められている。

- i 事業名称
ii 事業概要
iii 用地幅杭打設終了の時期
iv 用地取得率
v 着工予定期
vi 完成目標時期
vii 用地取得に係る現在の状況と今後の方針

出典：平成19年3月7日施行の「国土整備部所管の公共事業に係る用地取得の進捗状況等の公表要領」第2条、第3条、第4条、第5条、「土地収用制度の活用対象事業等の取扱い」(3)

※1：活用案件の「重点施策」と公表対象の「重点施策」は、同義ではない。公表対象の選択の判断は、活用案件か否かに関わらず、県民への説明責任の観点より決定される。

しかし、令和4年8月以降は、「推進要綱」等の見直しを開始したことを理由に、適切な手続きをとることなく、公表を取りやめている。

上記の活用案件、適用案件及び公表対象事業についての規定が遵守されているか否かについて、監査対象として選定したア～オの工事の用地取得の状況について検討する。

なお、千葉県の規程では、「用地幅杭打設完了から3年」は収用の活用案件の要件には含めていないが、国土交通省の「事業認定等の適期申請等」の通達の要件であることを考慮し、「用地幅杭打設完了から3年」または「用地取得率80%」を満たす事業については、直近で開催された平成30年7月の「推進会議」にて、候補案件として提出していた。

以下、ア～オの事業の用地取得の状況を活用案件、適用案件及び公表対象事業の状況を以下の表にまとめた。

国土交通省 の基準 (千葉県では 参考情報と している)		千葉県の活用或いは公表の基準 (bは、国土交通省の基準と一致)			平成30年7月 (直近最終開催の「推進会議」での決定)				
	a	b	c	d	e	f	g	h	
用地 取得	用地幅杭打設 完了から3年 (達成日)	用地取得 率80% (達成日)	活用案件 の要件の <u>重点施策</u> <u>か否か</u>	公表対象 事業の要 件の <u>重点施策</u> <u>か否か</u>	候補案件 (a又はb に要件合 致)	活用案件 (b及びc の要件合 致)	適用案件 (fのうち 事業認定・ 裁決申請準 備)	公表対象 事業 (b及び dの要件 合致)	
ア	R3/1	H30/7	不明	不明	○	×	×	×	
イ	未達	H30/1	不明	不明	不明	×	×	×	
ウ	H29/5	未達	不明	不明	○	×	×	×	
エ	H22/3	R4/6	不明	不明	○	×	×	×	
オ	未達	H28/3	不明	不明	○	×	×	×	

	平成 30 年 8 月～令和 5 年 3 月 (推進会議未開催での決定)				
	i	j	k	l	m
用地 取得	候補案件 (a 又は b に要 件合致)	活用案件 (b 及び c の 要件合致)	適用案件 (f のうち事 業認定・裁決 申請準備)	事業認定 申請 (b 及び c の要 件合致)	公表対象事業 (b 及び d の要件 合致)
ア	×	×	×	○	×
イ	×	×	×	×	×
ウ	×	×	×	×	×
エ	×	×	×	×	×
オ	×	×	×	×	×

① 土地の収用手続きにおける、検討会や推進会議の開催について（指摘）

【問題点】

複数の土木事務所において、土地収用法（以下「収用法」という。）に基づく収用又は使用の裁決申請手続きの検討の際に、県の内部規程である土地収用制度活用推進会議設置要綱（以下「設置要綱」という。）で定められた「推進会議」に諮っていない事実が判明した。これは、「推進会議」を所掌している用地課が、平成 30 年 7 月の開催を最後に同会議を開催していないことが原因である。

「ア」の用地取得では、当該用地取得の過程で、最終的には地権者が任意取得に応じたため収用手続きは中止となったが、令和 2 年 7 月に、土地を収用するに値する公益性があることを認定する「事業認定」の申請を事業認定庁である国に提出し、令和 3 年 2 月に「事業認定」を受けた経緯があった。この収用手続きの開始は、「推進要綱」に規定された「検討会」や「推進会議」による審議を省略した決定であった。

【結果（指摘）：県土整備部用地課】

土地の収用手続きは、「推進要綱」において要請されている「検討会」や「推進会議」を開催し審議の結果に基づき適切に実施されたい。

② 収用手続きの活用案件の要件である「重点施策」の事業課の判断基準のガイドラインについて（意見）

【問題点】

事業課では、「ア」から「オ」の事業について、「推進要綱」における活用案件と適用案件のうち、「土地収用制度の活用対象事業等の取扱い」(1)の活用案件の

「重要施策」の判断の他、推進会議に「候補案件」として報告する事業についても選択し、推進会議で報告していた。「ア」「ウ」「エ」「オ」の事業については、活用案件として判断はされなかつたが、「土地取得率 80%以上」または「用地幅杭打設完了から 3 年」という「候補案件」の要件を満たしているという事業課の判断のもと、平成 30 年 7 月の推進会議に「候補案件」として報告されていた。

しかし、平成 30 年 7 月実施の平成 30 年度第 1 回を最後に、「検討会」、「推進会議」が実施されておらず、検討すべき「用地取得難航案件に係る土地収用制度活用の適否に関すること。」について審議がなされていない。

【結果（意見）：県土整備部用地課】

「土地収用制度の活用対象事業等の取扱い」(1)の「重点施策」（上記の表の「c」）の決定は各事業課によりなされ、推進会議において活用案件を検討する際の判断基準となっているが、これに対する明確なガイドラインがないことにより、判断基準が恣意的な結果となる可能性がある。

活用案件の「重点施策」の判断基準や意思決定の過程を明確にし、「検討会」や「推進会議」で審査することを要望する。

③「候補案件」の選択の判断基準、審査資料、推進会議の審査について（意見）

【問題点】

平成 30 年 7 月開催の「推進会議」では、活用案件の他、「用地幅杭打設完了から 3 年」または「用地取得率 80%」の要件を満たしてはいるが、事業課が「重点施策」と判断しなかつたすべての案件から「候補案件」を選択しリストとして「推進会議」に報告していた。ただし、事業課の「候補案件」の判断基準が明確ではないことにより、平成 30 年 7 月の「推進会議」において、以下のようないかだつた審議がされていた。

候補案件について、資料にのらないと判断できないため、候補案件の基準を明確に事業課へ指示し、資料を作成するよう。

出典：平成 30 年度 第 1 回土地収用制度推進会議事録

千葉県の活用案件の要件「用地取得率 80%」の要件を満たしていない「ウ」の用地取得を含む「ア」「ウ」「エ」「オ」の用地取得については、平成 30 年 7 月の推進会議で候補案件として報告されていたが、その判断に対する十分な資料が作成されていなかつたことにより、詳細な審議ができなかつた。

【結果（意見）：県土整備部用地課】

「候補案件」について、その選択の判断基準を始めとする審査資料を作成のうえ「推進会議」で審査することを要望する。